

長 建 協 発 第361 号
平成23年11月17日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年7月の「公共工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款の改正」により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されたところではありますが、今般、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、各発注機関の長に別添のとおり通知されました。

つきましては、建設工事標準下請契約約款の運用についても適切な運用に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、現場代理人の常駐義務は要件を満たすことにより緩和されることになりましたが、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありませんのでご留意願います。